

グループ（共同体）協定書

○○○○○○○○（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは、船橋ポートパークの指定管理者として応募するにあたり、当施設の管理運営に関する業務について、次のとおり「○○○○グループ（共同体）協定書」（以下「協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、○○○○○の指定管理者として応募する甲、乙が行う当該施設の管理運営業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 当共同体は、○○○○・○○○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 当共同体の構成員は次のとおりとする。

甲 住所 ○○○○○○○ ○丁目○番○号

名称 ○○○○

乙 住所 ○○○○○○○ ○丁目○番○号

名称 ○○○○

（代表団体）

第4条 当共同体の代表団体は○○○○とし、当該指定管理者業務運営上の最終責任を負う。

（事務所の所在地）

第5条 当共同体の事務所は、○○市○町○丁目○番○号に置く。

（業務分担）

第6条 甲及び乙は、指定管理者の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力をを行うものとする。

2 甲の担当業務

3 乙の担当業務

（指定管理料）

第7条 甲は、指定管理者の代表として、千葉県から指定管理料を受けるものとし、受領後、乙へ本協定書第8条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

（指定管理料の受領割合等）

第8条 甲及び乙が受領する指定管理料の受領割合は次のとおりとする。

甲 ○○○○ ○○%

乙 ○○○○ ○○%

（事業年度及び決算）

第9条 当共同体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

（欠損金の負担の割合）

第10条 前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は本協定書8条の割合によって、欠損を負担する。

（協定書に定めのない事項）

第11条 本協定書に定めない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり○○○○・○○○○共同体協定書を締結したことの証拠として、この協定書正本2通及び副本1通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。

年 月 日

○○○○・○○○○共同体

甲 代表者 ○○○○○○○○○ ○丁目○番○号

○○○○○○○○○○○

代表者 ○○○ ○○○

乙 構成者 ○○○○○○○○○ ○丁目○番○号

○○○○○○○○○○○

代表者 ○○○ ○○○